

研究学園都市計画特別緑地保全地区の決定（つくば市決定）

都市計画陣場 G11 特別緑地保全地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
陣場 G11 特別緑地保全地区	約 1.0ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市緑地法第 12 条第 1 項第 3 号イ「風致又は景観が優れていること」に該当し、かつ、つくばエクスプレス沿線開発以前の姿を残す貴重な樹林地であり、宅地化が進行する島名・福田坪地区における市街地内の貴重な緑地を保全するため、本案のとおり特別緑地保全地区の決定を行うものである。